

豊洲新市場予定地の液状化問題についての公開質問状

長谷川 猛 様

2011年8月31日

日本共産党東京都議会議員団

拝啓

猛暑のなかですが、貴殿にはますますご清祥のことと思います。

早速ですが、国の第9次中央卸売市場整備計画を決定するために農政審が持ち回りで開かれました。その際、東北地方太平洋沖地震によって発生した、築地市場豊洲移転予定地の噴砂及び土壌汚染問題に関する東京都作成の「専門家の見解」が配布されました。

この専門家の氏名は、その後3ヶ月もの間、公表されませんでした。6月28日の都議会経済港湾委員会で、ようやく貴殿がそのお一人だとの答弁が、都よりありました。

さらに7月14日には、東京都中央卸売市場のHPに「専門家の見解と対応方針」も発表され、その翌日には、汚染対策工事の入札が公告されました。

私たちは、深刻な土壌汚染がある豊洲新市場予定地の液状化問題の重大性から、複数の専門家に見解をお聞きしました。その結果は、液状化による汚染拡散及び地下における液状化の可能性については、上記の「専門家の見解」及び「専門家の見解と対応方針」とはかなり異なるものでした。

本来なら、都議会に意見の異なる専門家を招き、意見を聞くことや公開討論をおこなうことを含め、科学的に検証すべきところですが、残念ながらわが党のこうした提案に自民党、公明党が反対し、実現できませんでした。

そこで、この両文書にかかわった貴殿に、下記の点について、専門家としてのご回答をいただきたいと思います。なお、まことに勝手ながら9月15日までにご回答いただきたく存じますのでよろしくお願い致します。

1. 調査内容について

質問 1 貴殿が新市場予定地を調査した日時及び現地での調査時間、調査内容とその立案理由をお答えください。

2. 液状化による汚染物質の拡散の問題について

質問 2-1 貴殿等は「新市場予定地のように、地表がアスファルト舗装などで覆われてい

ない場合には、地下水が垂直方向へ向かう動きを阻害されないため、基本的に横方向に動くとは考えにくい」「噴砂により汚染土壌が移動した可能性は否定できないものの、基本的に垂直方向の動きと考えられ、地表の噴砂状況の調査から、部分的で、極めて小規模でもあることから、噴砂が確認された区画についても、別途の取扱いを考慮すれば、再度、汚染状況の調査を行う必要はない」としています。

ことは新市場の安全・安心にかかわる重大問題であり、汚染土壌の移動の可能性が否定できないのなら、安易な推論でことを済まさずに汚染がどのように拡散されたのか事実の検証が必要不可欠と考えますが。貴殿のお考えをお示してください。

以上の観点から次の2点について見解を明らかにしていただきたいと思えます。

質問 2-2 (株)クボタが発行している学術誌 2003 年の「アーバンクボタ」(40)によれば、千葉県東方沖地震において、以下のように報告しています。すなわち、実際の、噴砂が起きた場所での、地下部分の掘削調査に基づく、各地での実例を示し、泥質を含む砂層の埋立層では、噴砂に至る前に間隔水圧が上昇、地下水位は地表面近くで上昇、斑点状に液状化が始まり、砂が溶けラミナが消え、さらに斑点状に溶けた部分がつながり始め、体積を増やし動きが激しくなるとしています。この点について、貴殿はどのようにお考えですか。

質問 2-3 新市場予定地の埋立地は、東京ガス(株)の社史(別紙参照)によれば、地盤沈下、排水を促進するためにサンドドレイン工法を使い、多数の砂杭が混在する人工地盤になっています。また、東京ガス(株)の旧建物の構造物が埋まっています。こうした人工地盤における噴砂については、前記の「アーバンクボタ」(40)では、千葉県東方沖地震による東京湾岸埋立地について掘削し検証した上で、次のような記述があります。すなわち、「噴砂現象は構造物の埋設部分や地下水の局所的流動によって左右されている場合が多く、また層相の境目で液状化が発生」というものです。貴殿等は今回、砂杭、旧建物の構造物の存在について、どのように検討したのですか。

質問 2-4 千葉県東方沖地震の報告をふまえた調査・検討をおこなったのですか。

質問 2-5 おこなわなかったとすれば、その理由を明らかにしてください。

3. 汚染対策工事の問題について

質問 3-1 「専門家の見解と対応方針」は、「これまでの汚染状況の調査の結果、汚染が検出されている箇所では噴砂が生じた区画については、土壌汚染対策工事に際して、念のため汚染状況を確認していく」「万が一、こうした確認作業の結果、新たな汚染物質が検出された土壌については、汚染物質の種類に応じ、技術会議で提言された方法で適切に処理していく」としています。しかし、前提となるこれまでの汚染状況調査には重大な欠陥があります。

第1に、これまでの調査では、有楽町層内部の調査がほとんど行われていないのです。わが党は、東京ガス(株)が港区田町工場跡地で実施した調査で、都がこれまで「不透水層」だと繰り返し言明してきたシルト層などの内部、そしてそれより深い地層にまで汚染が起きている事実、有楽町層最上層に汚染がなくても8m下が汚染されていた事実を、今年の第1回定例会で明らかにしました。この事実は、都の「不透水層」以深には汚染は広がらないとする主張はもとより、埋土部分に汚染が発見されなければ有楽町層内部は汚染がないという主張、さらには有楽町層上部に汚染があってもその下を2mまで調べて汚染の有無を確認するから大丈夫とする主張が、成り立たないことを示すものです。この点について、貴殿はどうお考えですか。

質問 3-2 第2に、予定地の深さ方向についての詳細な土壌汚染調査をしたところは、全体の1/3にすぎません。調査した1/3のところでも、汚染があるかどうかを調査した有害物質は、ベンゼンや、シアンなど、ほとんどのところが一つの物質についてのみの調査です。その結果、実際にボーリング調査をしたのは、例えばシアンは敷地全面の1/4、ベンゼンは1/7、ヒ素は1/25にすぎません。しかも、その調査で土壌から環境基準の4000倍のベンゼン、検出限界の930倍のシアン化合物が検出され汚染されているのです。今回の事態をうけて、改めてすべての地点で、7物質すべての汚染調査をすべきと考えますが、いかがですか。

質問 3-3 第3に、新市場予定地の地盤には、前述のように埋立地の沈下、排水を促進する透水性の高い砂杭が多数混在しているため、これを通して、汚染が拡散されている可能性が高いと考えます。今回の地震動によって、これがさらに増幅された可能性があります。したがって、これまでの調査で汚染が検出された区画での噴砂だけを問題にして、汚染状況を確認するということではすまされないと考えますが、見解をお聞かせください。

4. 公開討論会開催について

質問 4-1 貴殿等の見解が、国の第9次中央卸売市場整備計画を決定する直前、その関係委員に東京都作成の「専門家の見解」として配布されるということをご存知でしたか。

質問 4-2 貴殿等の当初の踏査から4ヶ月、貴殿等の見解は、都議会も終了し、汚染対策工事入札公告の直前に、今度は「専門家の見解と対応方針」として発表されました。

貴殿等の「専門家の見解」もさることながら、「専門家の見解と対応方針」はよりあいまいな表現になっています。貴殿はどのようにお考えですか。

質問 4-3 私たちは、都が示した両文書の見解とは異にする複数の専門家に会っています。貴殿等は、少なくとも、工事が進んでしまう前に、市場関係者、都民、見解を異にする専門家などとの、公開の場で討論、質疑に応ずるべきではありませんか。

東京都として、そうした場をつくるべきだということを、貴殿から都に対して、具申していただけませんか。

5. 専門家の見解等の発表方法について

質問 5 東京都は、「専門家の見解」発表当時、私たちの再三の問い合わせにたいし、その専門家の氏名を公表しませんでした。「専門家の見解と対応方針」でも専門家の氏名が明らかにされていません。貴殿は、そのような形で両文書が発表されることをご存知でしたか。貴殿は、適切な発表方法について具申されましたか。お答えください。

6. 研究実績等について

質問 6 東京都は、貴殿らについて「最高権威の学者」と評価しています。貴殿は、土壌汚染対策及び液状化が及ぼす土壌汚染への影響と対策について、実際に研究された論文、貴殿自身が具体的に取り組んだ事例はありますか。あれば、お示しください。

以上